

横浜市立丸山台小学校いじめ防止基本方針

平成25年3月策定
(令和4年3月改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法案第2条）

②いじめを防止するための基本的な理念

○いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもに起こりうる最も身近で深刻な人権侵害という意識を全職員が持ち、次の未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置に努める。

○いじめの未然防止に努める

- ・子どもたち同士、職員と子どもの豊かな人間関係を確立する。
- ・子どもたちと地域・保護者にとって魅力ある学校づくりをする。
- ・子どもたちの自己有用感を醸成する。
- ・丸山台小学校実践目標「自分が輝く、みんなも輝く」の実現に向け、教育活動を行う。

○早期発見・早期対応

- ・全職員で、いじめを見逃さないための体制づくりを整える。
- ・日常から児童、職員、保護者・地域との3者での豊かなかかわりをもつ。
- ・いじめの未然防止や適切な対応等の職員研修を行う。

○適切な対処・措置

- ・全職員が、偏見や不公平を許さない共通理解のもと、対応を行う。
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応をする。
- ・いじめ事案に関係した児童の継続的な見守りを行う。3ヶ月間の見守り後、事案の解消・継続見守り等の確認をする。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

①組織の構成

【校長 副校長 児童支援専任 養護教諭】

必要に応じて本校教職員、警察関係者やS.C、SSW等、心理、福祉の専門員の参加を求める。

②組織の役割

- ・未然防止の視点で、規律・学力・自己有用感が得られていない児童を把握する。
- ・早期発見の視点で日常の児童の様子を把握し、情報を共有する。
- ・いじめの事案が発生した際は、担任や一部の職員で抱え込まず、児童支援専任が中心となり全職員で組織的に取り組む。いじめの疑いがある段階で直ちに本委員会を開催する。

- ・重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）が発生した場合は中核となり調査を行う。

3 いじめ防止に向けた取り組みの年間計画

- 4月
 - ・職員研修でいじめ防止基本方針を共有
 - ・学年懇談会、学校HP、地域の会議等で方針を発信
 - ・授業参観や懇談会等で、保護者と児童の実態を共有
- 6月
 - ・第1回YPアセスメントシートを実施、分析し、学級集団と児童の実態を把握
 - ・学家地連、『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」にて意見交換、基本方針説明
- 7月～8月
 - ・「横浜子ども会議」の取り組みを通じ、誰もが、安心・安全に過ごせる学校づくりを、児童が主体となり考えていく。
- 10月
 - ・第2回YPアセスメントシートを実施し分析、第1回との比較を行いながら、学級集団と児童の実態を把握
- 11月
 - ・「いじめ解決一斉キャンペーン」全市一斉実施
 - 状況に応じて個人面談等で保護者に状況や対応を発信する
- 12月
 - ・人権週間の取組の一つとして、人権尊重の意識を高める学習を行う。
 - 「横浜子ども会議」の取組宣言とも関連させ、成果を子ども自身の言葉で発信する。
- 1月
 - ・児童、保護者・地域、職員による学校評価実施
 - 「丸小をみつめて」「にこにこアンケート」
- 2月
 - ・『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」にて意見交換

※通年「いじめ防止対策校内委員会」を月末に開催

4 いじめの未然防止、早期発見・事案対処のための取組

①いじめ未然防止への取組

- ・やさしい声かけができる人間関係づくりを心がける。
(クローバー通信：児童運営委員会)
- ・互いを認め合える受容的な学級づくりを心がける。
- ・子どもの発想や考えが安心して表現できる授業づくりを行う。
- ・子どもが主体となって取り組む活動を進める。
- ・YPアセスメントシートを活用した児童の実態把握と「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

②いじめの早期発見

- ・いじめは、どのクラスにもどの子にも起こりうるものであるという理解のもと、全職員は、いじめを見逃さない豊かな人間性と高い人権感覚をもつ。
- ・全教職員で児童を見守り、情報を専任に集約し、学年研や職員会議で、児童の実態、問題行

動等の情報を共有する。

- ・定期的にアンケートをとる。(YPアセスメントシート いじめ一掃アンケート)
- ・S. Cとの連携を図りながら、児童や保護者が相談しやすい教育相談の体制を整備する。

③いじめに対する措置

- ・全職員が事案とその対応について共通理解し、組織的に取り組む。
- ・速やかに事案について対応するとともに、再発防止を図る。
- ・被害児童の安全確保、被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援を行う。
- ・事案の性質、状況により、警察署等関係機関・専門機関との連携を進める。

④いじめの解消

<いじめ解消の要件>少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

◎解消に向けての指導・支援

- ・いじめ防止対策校内委員会で判断・決定した解消に向けた対応を、全職員で共通理解する。
- ・事案に関係した児童の言動や人間関係を、複数の職員で継続して観察し、被害児童の安全・安心な学校生活を確保するとともに心のケアに努める。
- ・加害児童に対し、他者を思いやる心の育成や規範意識を高める指導を、継続して行う。いじめの再発につながると思われる言動があった場合は、速やかに適切な指導を行う。
- ・事案に関係した児童への継続的な聞き取りで状況把握を行い、必要に応じ保護者へ状況報告を行う。
- ・日々の学級経営をはじめ、道徳科の学習や学級活動なども活用し、いじめが起きにくい、いじめを許さない集団づくりに向けた指導を行う。

⑤研修

- ・共有された情報をもととした児童理解研修を推進する。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実させる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、よりよい自分作りと集団作りを進める。

⑥『『まち』とともに歩む学校づくり懇話会』や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」での発信

- ・定期開催される懇話会、事業運営会にて意見交換、地域での子どもたちの情報交換を行う。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

【発生の報告】

- ・学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供を行う。

- ・いじめを行った児童及び保護者への説明を行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、12月に点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)

6 その他

- ・必要があると認められるときには、学校基本方針を改定する。
- ・丸山台小学校いじめ防止基本方針については、本校ホームページに掲載する。

参考資料 横浜市いじめ防止基本方針（平成 29 年 10 月改定）

いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改定）